

今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会
中間報告書 概要

1. はじめに

○これまでの厚生労働科学研究の成果と現状の体制を整理しつつ、中長期的な今後の厚生労働科学研究の在り方について概観し、政策目的、研究枠組み、研究実施体制等の観点からこれを整理し、中間的なとりまとめを実施。

2. 厚生労働科学研究の現状

(1) 概況

○平成16年度当初における予算額は約422億円。4分野18事業から構成。

(2) 事業の特徴

○厚生労働省の科学技術関係経費（約1,290億円）の1/3を占め、ライフサイエンス分野における投資額としては、文部科学省に次ぐ規模。

○平成15年度実績で、総数1,454件の研究事業に対し助成。

○目的志向型の研究課題設定、原則として公募、評価委員会で採択を決定。

3. 厚生労働科学研究をめぐる課題

(1) 制度全般に関する事項

○他の公的研究助成制度との違いが曖昧で政策目的や研究費の性格が不明確。

○政府全体のライフサイエンス推進戦略の中での役割が不鮮明。

○国民の健康に関する課題や国民生活の安心・安全に関する課題について、厚生労働科学研究による着実な取り組みと課題の克服が必要。

○基礎研究のすそ野を確保し、研究の多様性を保っていくことが不可欠。

(2) 研究システムに関する事項

① 研究の枠組み

○分野・事業横断的な重点課題への取り組みや研究者の育成について配慮が不十分であり、長期継続的研究課題では資源配分が硬直化。

○研究の実施に際して政策に直結する成果が得られる様な工夫が必要。

○評価の如何によらず必要とされる研究を競争的資金の枠組みの中で実施することは問題。

②研究評価のあり方

- 総合科学技術会議による厚生労働科学研究の評価は、個別課題が担う政策的意義に対する評価が不十分。保健医療分野の研究評価の在り方と、評価を踏まえた事業予算配分の在り方について整理することが必要。

③研究の実施体制

- 早期執行の実現には、交付時期の遅延要因を具体的に改善することが必要。
- 先進的・国家プロジェクト的な分野では、専門的視点と政策的視点の両方に立脚した研究企画や研究事業管理を行うことが必要。
- 長期的観点から将来の研究を担う研究者の育成に結びつく対策が必要。
- 多施設臨床研究を我が国において推進していくためのしくみが必要。

(3) 透明性の確保と社会的貢献に関する事項

- 研究に対する国民の理解と支持の獲得には研究費運営の不透明感や否定的なイメージを払拭することが不可欠。
- 個々の研究における個人情報に対する格別の配慮が必要。
- 事業全体として社会貢献についての対応を図ることが必要。
- 健康問題のグローバル化に伴い、特にアジア諸国との緊密な連携とこの分野の科学技術研究の振興のための国際的貢献が必要。

4. 今後の厚生労働科学研究の在り方

(1) 資源配分の基本方針

- 厚生労働科学研究は、目的志向型研究 (Mission-Oriented Research) という役割をより一層明確化し、国民の健康を守る政策に関連する研究支援に重点化していくことが必要。
- 実現すべき基本理念の下、国民に分かり易い政策目標を設定し、その達成に資する評価可能な実現目標を具体的かつ明示的に掲げ推進することが不可欠。その際、基本理念、政策目標、実現目標は、客観的で国民から見て納得感のあるものとなる様、体系化することが必要。
- 基礎研究と臨床（応用）研究の橋渡しを行うトランスレーショナルリサーチや治験を引き続き支援していくことが必要。
- 政策目標や実現目標は、時流にとらわれず、あくまで政策的なニーズをベースに設定し、研究の進捗に応じた適時の見直しが重要。
- 政策へのロードマップ上必要と考えられる研究は国際的ベンチマーキングを実施した上で支援し、政策（出口）的対応に直結する研究はその学術面

での手法等を改善しながらでも遂行すべき。

- 基盤となる基礎研究のすそ野が十分に確保される様、厚生労働科学研究を含む関係府省の研究事業の中で、政府全体でこれを推進していくべき。

(2) 研究システムの見直し

- 資源配分の基本方針に従い研究システムを見直し。

① 研究の枠組み

- 時間軸上に目標を明示しつつ効果的・効率的な成果達成を確保する戦略的アプローチが実施できる研究の枠組み、府省の責務として実施する研究の枠組み、研究者育成に重点をおいた枠組み、研究計画の審査に十分な時間をかけて実施する研究の成果が期待できるものとする枠組みの創設が必要。

② 研究実施体制の強化

- 資金交付時期の適正化のため、研究費交付審査事務の見直しが必要。将来的に電子申請・審査体制の確立や事務の更なる簡素化を推進。
- 外部機関への研究費配分事務の移管の検討・実施（Funding Agency の創設）と、ここに記載される厚生労働科学研究を担当するプログラムオフィサー、プログラムディレクター、データマネジメント担当者等の育成や配置が必要。
- 評価委員の確保と人材育成の観点から若い評価委員の積極的登用が必要。
- 研究者を育成する観点から評価結果のフィードバック等の配慮が必要。また、アジア諸国との連携を重視する観点からアジアにおけるこの分野の研究員の養成への協力が必要。

(3) 透明性・社会的貢献の重視

- 推進事業の見直しや成果広報用資料のインターネットホームページでの公開等により積極的に研究成果を発信し普及啓発活動を推進することが必要。
- 申請者に対する適正執行の啓蒙と、不正執行者への厳格な対処が重要。
- 研究における個人情報保護法や各倫理指針の遵守の推進が必要。
- 社会全体への貢献について事業全体で工夫することが不可欠。

5. 第3期科学技術基本計画と厚生労働科学研究

(1) ライフサイエンス分野のさらなる振興と推進

- ライフサイエンス分野が今後も政府の最重点分野に位置づけられることが不可欠であり、その統合的な政府全体の推進戦略の策定において、厚生労

働省の積極的参画と貢献が必要。

(2) ライフサイエンス分野における府省連携。

○この分野の府省連携の中で厚生労働省は積極的役割を担うことが必要。

(3) 総合科学技術会議の研究事業評価

○各省と十分な意志疎通や調整を行うよう、評価のあり方を見直すべき。

(4) 公的研究機関と厚生労働科学研究

○厚生労働科学研究制度と国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等の施設運営を総体として、引き続きさらに検討することが必要。

6. 終わりに

- 第3期科学技術基本計画の策定に向けて、中長期的な観点から今後の厚生労働科学研究の在り方について中間的なとりまとめを実施。
- 厚生労働科学研究の実施にあたって、厚生労働省の任務に照らし実現すべき基本理念を提示し、その理念の下に国民に分かり易い政策目標を設定した上で、その政策目標の達成に資する評価可能な実現目標を掲げて推進。
- ライフサイエンス分野の研究は、政府の最重点分野に位置づけられることが必要。
- よりよい厚生労働科学研究費補助金制度のために、第3期科学技術基本計画の方向を踏まえ、研究システムの見直し、研究実施体制の強化、透明性・社会的貢献の重視を具体的に実現することが必要。

別紙 厚生労働科学研究の具体的見直し案

1. 研究の枠組みの見直し

- 厚生労働科学研究における多様な研究の形態・運営のニーズに対応するため、5つの研究類型（①一般公募型、②指定型、③戦略型、④プロジェクト提案型、⑤若手育成型）を創設。

2. 研究実施体制の見直し

(1) 研究費執行体制の改革（可能な限りの早期執行の体制確保）

①“ファーストトラック”の設定（一定要件を満たす課題への早期交付）

- 質の高い研究計画書を早期に提出した研究者に対する早期交付の実現。
- 早期交付対象の要件を明示（申請書に関して記載漏れがない等）。
- 早期交付を実現することにより、研究者の申請事務への協力を奨励。

②対策本部の設置

- 申請事務が集中する特定時期（毎年4～6月）に限定した「（仮称）厚生労働科学研究費申請事務対策本部」を設置し、事務処理対応を集約化。

③取扱規定・取扱細則の改正作業前倒し

- 事務手続き早期化に必要な作業（取扱規定改正作業等）を前倒しで実施。

(2) 研究体制の強化

①多様な研究への参画スタイルの確保

- エフォート管理の徹底と、特定研究者が無理なく研究に参画できるような制度的枠組み（例：顧問、研究アドバイザー等）の整備。

②若手研究者育成の充実

- 若手研究者のみに応募資格を限定した研究の枠組みの設定
- 評価結果を逐次フィードバックする等、教育的配慮を付加的に実施。
- 研究者の育成や拡充が特に必要とされている研究分野の研究を活性化。

③研究基盤を支援する専門家育成の支援

- 質の高い研究成果を得られるよう、疫学／統計学の専門家が研究協力者として参画することを奨励する仕組みの検討。
- 推進事業を活用することにより、疫学／統計学の専門家等の研究基盤を支える専門家を育成支援する仕組みの導入を検討。